

商工労働ニュース

特集!!

ダイハツ工業株式会社 久留米市に進出決定! 平成18年度 久留米市賃金・雇用実態調査結果

Vol.4
2007.春

平成19年度商工労働関連予算紹介(暫定予算)
久留米ビジネスプラザ内に久留米知的所有権センターを開設
「福岡バイオファクトリー」が4月にオープン



立地協定締結後、握手を交わす
麻生福岡県知事、箕浦ダイハツ工業(株)社長、江藤市長(左から)

CONTENTS

- 女性労働者の母性健康管理
～「母健連絡カード」をご存知ですか?～
- 仕事と家庭の両立を推進しましょう!! 育児・介護休業法

お知らせ
久留米市中小企業融資制度を改正します
「若者自立塾」職場体験受け入れ事業所募集中!
久留米コンピュータ・カレッジのご紹介
職業訓練センター講座のご案内

ダイハツ工業(株) 久留米市に進出決定!!

福岡県が進める「北部九州自動車150万台生産拠点推進構想」に基づき、自動車関連企業の九州進出が相次ぐ中、2007年1月10日、ダイハツ工業株式会社が久留米市に軽自動車用のエンジン工場を建設することを発表され、ダイハツ工業(株)と福岡県及び久留米市で立地協定締結式を行いました。

自動車部品は3万点といわれるほどそ野が広く、関連部品メーカーの工場拡張や新工場建設の動きが活発化するとともに、新たな雇用の場の創出が期待されます。市では、今後自動車産業を新しい基幹産業として育成するために、自動車関連企業の市への集積を一層進めるとともに、セミナーや商談会の実施等を通して、そこに供給する地元企業の参入機会の拡大と育成に取り組んでいきます。

地元経済の活性化に貢献したい

立地協定書への署名後、ダイハツ工業(株)の眞浦輝幸社長は次のように挨拶をされました。

「現在、主力商品である軽自動車に搭載するエンジンは、すべて滋賀工場で生産しています。また、大分県中津市の「ダイハツ九州(株)」に車両生産の第2工場を建設し、軽自動車の主力工場とすることを決定しました。そのため、九州での軽自動車の生産台数が増大し、エンジン供給の効率化を図るため、九州での現地生産化を検討してきました。

新しい工場には、最新技術を導入して周辺の自然環境に調和する、人に優しい工場の建設に総力を投じたいと思っています。また地元の雇用創出や部品等の取引等を通じて地元経済の活性化にも貢献したいと考えています。」

引き続き行われた記者会見で、眞浦社長は将来計画等について次のように話されました。(以下要旨)

「豊富な人材」と「地の利」が決め手

土地があっても人がいないと工場は建てられません。そのため用地を選択するとき人の要素はとて大きかったのですが、久留米は人の問題はなく、勤めな方々が多いという理由で選ばせてもらいました。

また、久留米市は九州の「おへそ」にあたり、エンジンを組み上げるために必要な部品を納入するときの、物流の面でもたいへん有利と判断しました。

部品の現地調達率を上げたい

品質・量・コストの面で当社の基準をクリアする生産ができるかとなると、すべてとはいかないので、地元と一緒に育てていきたいと思っています。その結果、現地調達率も上がってくると考えます。

九州を世界戦略のためのモデル工場に

海外進出を考えていますが、そのためには海外に対するモデル工場を国内に持つておく必要があります。九州は中国や韓国に近く、グローバルに展開する上で有利です。世界戦略の拠点として位置づけたいと考えています。



▲締結式での署名の様子。
左から県生福岡県知事、眞浦ダイハツ工業(株)社長、江藤久留米市長。



▲▼記者会見の様子。(写真上は左から眞浦社長、眞浦副社長)



◀軽自動車用新型エンジン

エンジン工場 概要

所在地	久留米市田主丸町	操業開始	2008年8月
用地面積	約17万㎡	従業員数	約200名(操業開始時)
設備投資	約100億円	生産エンジン	軽自動車用エンジン
生産能力	年産約20万台(2番定時)		

平成19年度 商工労働関連予算紹介

平成19年度の商工労働関連の主な事業を紹介します。なお今年度は暫定予算のため、6月までの必要経費を計上しております。
(通年予算については、商工労働ニュース夏号の特集でご紹介します)

中小企業金融対策事業 41億7,905万5千円

中小企業融資利子・保証料補給金 1,872万9千円

地域商業活性化事業 141万円

地域企業育成事業 154万3千円 久留米広域商談会開催費用等

商工指導機関助成 1,785万円

開発・創業者支援 7,814万9千円

新産業の創出支援 1,252万5千円

知的財産普及活用推進事業 95万3千円

吉本工業団地周辺道路整備事業 3,630万円 吉本工業団地整備に伴い、周辺地区の道路・交差点等を整備

都心部商店街空き店舗対策事業 900万円 都心部商店街のソーニングプランに基づく店舗の改装費を助成(補助率1/2、限度額300万円)

優良建築物等整備事業 1億1,172万4千円 六ツ門新世界地区において、優良建築物等の整備を行う旅行者に対する補助

コミュニティビジネスサポート事業 21万7千円

特定求職者雇用対策事業 330万7千円

若年者就職支援事業 135万円

平成19年度 久留米市中小企業融資制度の改正点

市では、平成19年4月1日から市中小企業融資制度を改正します。

改正点① 新規開業資金を充実します。

借入対象者および保証料補給対象額の拡大、利子補給制度の創設を行い、新規開業者の事業立ち上げ時の負担を軽減します。

	平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から
対象者の拡大	創業塾、チャレンジショップ 経営研修会の修了者	創業塾、チャレンジショップ 経営研修会の修了者 + しごと創造塾の修了者
保証料補給対象額の拡大	融資額350万円以内	融資額500万円以内
利子補給制度の創設	利子補給制度無し	融資借入後1年間に限り、 支払利子の100%を市が補助

改正点② 保証料補給制度を変更します。

	保証承諾日が 平成19年3月31日まで	保証承諾日が 平成19年4月1日から
保証料補給	保証協会の保証付で 350万円以内の融資 (無担保無保証人扱いに ついては500万円以内)	市の融資制度で 350万円以内の融資 (無担保無保証人扱い及び 新規開業資金については500万円以内)

融資制度について、詳しくは久留米市トップページより

「産業・ビジネス」の「商工」をご参照ください
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

■お問い合わせ

商工労働部商工政策課0942-30-9133

サクラみそ食品株式会社が、全国味噌鑑評会で理事長賞を三年連続受賞

梅満町のサクラみそ食品株式会社(創業大正12年)が、全国味噌鑑評会において「中央味噌研究所理事長賞」を三年連続で受賞されました。

全国味噌鑑評会は、全国の優れた味噌を表彰することで味噌の品質向上をはかることを目的に開催されており、サクラみそ食品株式会社は、平成16年～18年に、麦こうじみそ、米麦あわせみそ、米こうじみそと、それぞれ違うみそで受賞され、技術の高さが証明されました。

市長に受賞の報告をされた野田会長は「筑後平野の米や麦、そして水からつくられたおいしいみそを、ぜひ一度味わってほしい」と、受賞の喜びを語られました。



緊急経営支援資金申込期間延長 平成19年9月30日まで

対象者は次のすべてを満たす方です。

- ① 市内に事業所を有する中小企業者
- ② 市税完納者
- ③ 県信用保証協会の保証対象業種
- ④ 最近3ヶ月の売上高が、前年同期と比較して10%以上減少していること。
またはセーフティネット認定を受けていること。

※④については、市の認定を受ける必要があります
(詳しくは、お尋ねください)

融資限度額	1,000万円
資金使途	運転資金
融資利率	年率1.46%
融資期間	7年以内(据置1年以内)
保証人	原則不要(法人は代表者)
担保	必要に応じて担保

利子補給制度

借入後1年間に限り、支払利子の100%を市が助成します。

融資制度について、詳しくは久留米市トップページより「産業・ビジネス」の「商工」をご参照ください
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

■お問い合わせ

商工労働部商工政策課0942-30-9133

「福岡バイオファクトリー」が4月にオープンします。

地域の産業支援機関である㈱久留米リサーチ・パークが、国、福岡県、久留米市の支援を受けて、「福岡バイオファクトリー」をオープンします。

㈱久留米リサーチ・パークは、平成16年に「福岡バイオインキュベーションセンター」を開設し、バイオベンチャーをはじめとしたバイオ関連企業等のビジネス支援、研究開発支援を行ってきました。

今回オープンする福岡バイオファクトリーは、研究成果を実用化し、製造段階のバイオ関連企業を対象としたバイオ専用貸工場です。「福岡バイオインキュベーションセンター」と併せて、地域で活躍するバイオ関連企業を応援します。

久留米市では、福岡県とともに新しい基幹産業の創出を目標に、この地域にバイオ産業の集積を目指す「福岡バイオハレープロジェクト」に取り組んでいます。福岡バイオファクトリーは、その集積拠点として、大いに期待される施設です。



⑤福岡バイオファクトリー完成予想図

⑥建設中の室内

鉄骨造 4階建て

102㎡の部屋が15室

(各フロアで400㎡まで対応)

入居後5年間は月額2,000円/㎡

(共益費込み)

■入居のお申し込み・お問い合わせは ㈱久留米リサーチ・パーク バイオ事業部

TEL:0942-37-6124

詳しくはホームページへ

<http://www.krp.ktam.or.jp/fbv.factory2.html>

4月2日

久留米ビジネスプラザ内に 久留米知的所有権センターを開設

特許などの知的財産活用が 身近になります。

4月2日、久留米ビジネスプラザ内に「久留米知的所有権センター」が開設されます。

センターの設置については、久留米市と株式会社久留米ビジネスプラザが協同し、福岡県への強い要請により実現したもので、技術開発の鍵となる「あらゆる特許情報(特許・実用新案・意匠・商標)」が入手でき、また検索指導や特許に関する相談も受けられます。

さらに、大企業や大学・研究機関等の優れた開放特許を中小企業に紹介・斡旋し、特許の活用を促進することにより、地域内産業の活性化に貢献します。

ぜひ、有効にご活用ください。



センターが設置される久留米ビジネスプラザ
(久留米市宮ノ陣4丁目29-11)

【主な運営内容】

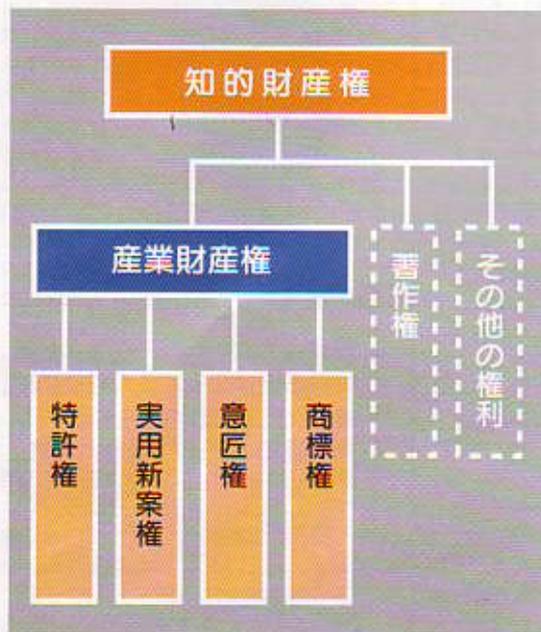
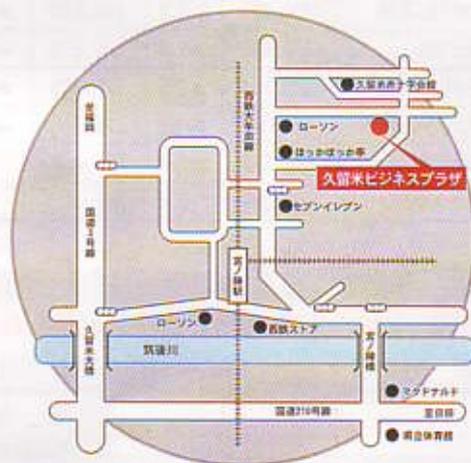
- 特許流通・特許情報活用支援アドバイザー及びアシスタントアドバイザー(県本部派遣)による無料相談(要予約)
- 情報の提供及び収集
- 普及啓発活動の実施(セミナー、講習会等)

【開館日及び時間】

- 平日(月～金)の午前8時30分～午後5時
※但し、年末(12月29日)～年始(1月3日)は休館

【お問い合わせ】

- 株式会社久留米ビジネスプラザ
- TEL…0942-31-3104 FAX…0942-31-3107
URL…<http://www.kurumebp.jp>



県南地域における知的財産の 普及活用を推進します

久留米市では、現在、バイオバレープロジェクトやゴム・機械を中心に、産・学・官連携による産業振興を重点施策として、多様な事業を展開しています。

総合計画に「知恵と技術を創造するまち」掲げ、ネットワークの構築や研究成果を活かした事業化を促進することとし、地域の事業者、大学、研究機関、行政による知的財産の創出、保護、活用に向けた取り組みとともに、市の地域資源を活かしたブランド化などを推進しています。

知的財産に対する潜在的需要は大きく、久留米知的所有権センターは、県南地域の拠点として、総合的な窓口機能を果たすほか、産学官連携による知的財産の創造・普及啓発及び活用を推進していくこととしています。

平成18年度

久留米市 賃金・雇用 実態調査結果

毎年実施している久留米市賃金・雇用実態調査の調査結果(平成18年度)がまとまりました。

月間定期給与額 (平成18年6月)

- 月間定期給与額は290,237円で前年同月比0.4%減
- 所定外給与は27,584円で前年同月比29.7%増

表1 労働者1人あたりの月間定期給与額

区 分	定期給与		所定内給与		所定外給与		平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	
	定期給与額(円)	前年同月比率(%)	給与額(円)	前年同月比率(%)	給与額(円)	前年同月比率(%)			
全産業計	290,237	▲0.4	262,653	▲2.8	27,584	29.7	37.3	10.8	
産業別	建設業	335,458	8.5	294,788	3.9	40,671	59.9	29.4	8.8
	製造業	268,558	0.5	245,345	▲0.2	23,213	9.0	43.3	19.2
	運輸業	216,131	▲1.5	177,426	▲4.4	38,705	14.6	39.6	3.2
	情報通信業	×	×	×	×	×	×	×	×
	卸売・小売業	199,567	▲6.2	191,136	▲6.5	8,431	0.6	31.1	7.0
	飲食業・宿泊業	×	×	×	×	×	×	×	×
	金融・保険業	324,865	1.3	298,070	1.4	26,795	▲0.1	38.3	15.1
	医療・福祉	324,126	▲3.2	281,557	▲10.3	42,569	103.9	29.7	5.9
	教育・学習支援業	×	×	×	×	×	×	×	×
	サービス業	200,892	1.1	188,546	▲0.0	12,346	22.3	46.2	10.1
	その他	378,622	▲1.4	342,573	▲1.6	36,049	▲0.0	37.4	11.0
企業規模別	300人以上	313,764	▲3.5	279,929	▲6.6	33,835	32.4	38.2	12.2
	100~299人	249,848	▲1.5	229,313	▲3.0	20,535	18.5	39.7	9.9
	50~99人	242,818	1.5	225,081	0.4	17,737	17.0	30.8	7.2
	30~49人	255,319	2.4	240,359	1.8	14,959	14.0	31.6	7.8

パート時給額

(平成18年6月時点)

事務	966円
販売	762円
技能生産	1,048円
サービス	733円
その他	789円

初任給

(平成18年3月卒)

< 男性 >

高校卒	149,808円
短大・高等卒	169,233円
大学卒	196,151円

< 女性 >

高校卒	145,224円
短大・高等卒	186,132円
大学卒	183,782円

年間特別給与額 (平成17年1月~12月)

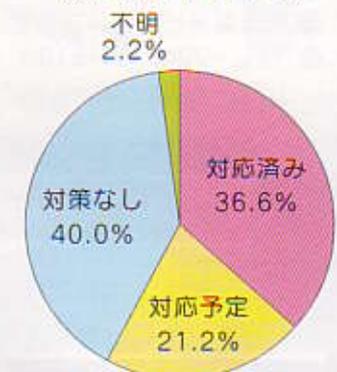
- 年間特別給与額は1,071,759円(3.97カ月分)

表2 労働者1人あたりの特別給与額と支給率

区 分	特別給与							
	給与額(円)	支給率(カ月)	うち夏季賞与		うち冬季賞与		その他	
			給与額(円)	支給率(カ月)	給与額(円)	支給率(カ月)		
全産業計	1,071,759	3.97	428,275	1.58	492,169	1.82	151,314	
産業別	建設業	995,940	3.51	352,470	1.24	376,279	1.33	267,191
	製造業	930,099	3.78	396,708	1.61	405,773	1.65	127,619
	運輸業	215,807	1.16	76,031	0.41	77,798	0.42	61,978
	情報通信業	×	×	×	×	×	×	×
	卸売・小売業	526,147	2.57	240,275	1.18	243,679	1.19	42,193
	飲食業・宿泊業	×	×	×	×	×	×	×
	金融・保険業	1,459,661	4.97	665,232	2.26	688,571	2.34	105,858
	医療・福祉	1,074,024	3.42	448,800	1.43	495,882	1.58	129,343
	教育・学習支援業	×	×	×	×	×	×	×
	サービス業	485,358	2.57	193,348	1.03	215,838	1.14	76,172
	その他	1,841,515	5.29	700,595	2.01	935,567	2.69	205,352
企業規模別	300人以上	1,262,459	4.21	509,270	1.70	601,917	2.01	151,272
	100~299人	862,691	3.65	351,454	1.49	386,980	1.64	124,258
	50~99人	705,612	3.15	261,396	1.17	278,057	1.24	166,159
	30~49人	873,978	3.70	308,971	1.31	319,754	1.35	245,253

セクハラ防止対策

対応済みは36.6%



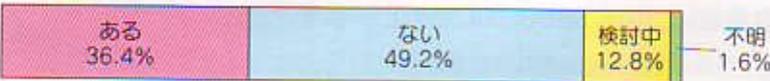
昨年より、対応済みは3.2%増、対応予定は5.1%増えています。
 ※男女雇用機会均等法改正(平成19年4月)により、セクハラ防止対策は事業主の配慮義務から措置義務に変わります。

※ 空白部分は、回答事業所が稀少のため注意を要します。回答事業所が2以下の場合、秘密「x」で表記しています。

パートタイム労働者の昇給状況



正規従業員への見直し制度

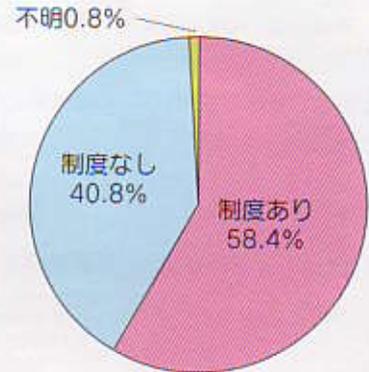


労働力不足を背景に、パートタイム労働者の能力や就業形態に応じた条件整備及び労務管理が求められています。昇給制度や正規従業員への見直し制度など、検討してみてもはいかがでしょうか。

パートタイム労働者の有給休暇制度

パートタイム労働者も次の要件をすべて満たせば、年次有給休暇が与えられます。(労働基準法第39条第1項)

- ① 6か月間以上継続勤務すること。
- ② 全労働日の8割以上出勤すること。



<年次有給休暇の最低付与日数>

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

■ お問い合わせ 商工労働部労政課 TEL0942-30-9046 <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/rousei/>

障害者雇用促進セミナー Part 1 実施報告!

2月1日に、障害者雇用の現場を実際に見て、体験する「障害者雇用促進セミナー」を開催しました。セミナーでは、昨年から、障害のある方を雇用されている(株)シーエックスカーゴ(鳥栖市)と、就職が困難な人たちに就職に向けた訓練をしている県障害者雇用支援センター(百年公園)を見学し、それぞれの取り組み状況などのお話を伺いました。

(株)シーエックスカーゴでは、2~3人のチームに1人の障害のある方が配置されていました。チームワーク良く働かれている姿と、作業の手際の良さは、実際に作業を体験していただいたセミナー参加者も驚かれるほどでした。そこで働く障害のある方は、「周りの人がいいから、仕事楽しい」と、チームで仲良く仕事ができることの喜びを語っていました。(株)シーエックスカーゴ 宮崎統括マネジャーは、「会社の理念で障害者を雇用しているわけではない。支援センターから受入れの話があったときは、内部で反対もあったが、3人を職場実習として2週間受入れてみたところ、労働力として活用できるという判断ができたので、2人の雇用を決めた。また、指導する従業員にとっても、指導するうえで根気強く丁寧に、そして褒めることの大切さを自覚できるなど能力アップに繋がったと思う。」など、障害のある方は健常者と変わらない労働力があり、職場環境にとってもプラスの可能性があるというお話を聞くことができました。



トレーを分解する作業。腕の力とコツが必要です

県障害者雇用支援センターでは、既に約9割の訓練生が就職していました。この日はビデオを使い、センターでの訓練や、訓練後、様々な業種で仕事をし、活躍している障害のある方達の様子を知っていただくことができました。

セミナーを終えて、「今までの固定観念が少しは解けたと思う。今後、前向きに考えていきたい。」などの感想がありました。企業にとって、障害のある方の採用は、能力や受入環境などの不安があると思います。そこで、まずは、職場実習やトライアル雇用制度に取組んでみませんか? この場合、障害者が職場に適應できるよう、就労ワーカーやジョブコーチによる支援を受けることができます。職場実習等は、採用されなかったとしても、障害のある方の就職に向けた大切な訓練・体験になりますし、企業にとっての職場環境改善のきっかけや向上の可能性もあります。

市では、はじめの一歩のお手伝いとして、これからも障害者雇用の促進に関する制度の周知やセミナーを企画してまいりますので、ご参加お待ちしております。

■ お問い合わせ 商工労働部労政課 TEL0942-30-9046 県障害者雇用支援センター TEL0942-34-4400

女性労働者の母性健康管理 ～「母健連絡カード」をご存知ですか？～

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件を整備することは、重要な課題です。

そこで、男女雇用機会均等法で定める「母性の健康管理の措置」と「母性健康管理指導事項連絡カード」についてご紹介します。

男女雇用機会均等法では、働く妊産婦の母性健康管理について次のように定めています。

事業主は、女性労働者が妊産婦のための健康診査等を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。(第22条)

①妊娠中の健康診査等のために確保しなければならない回数は次のとおり。

妊娠23週まで…………… 4週間に1回

妊娠24週から35週まで…… 2週間に1回

妊娠36週以後出産まで…………… 1週間に1回 (主治医等がこれと異なる指示をした場合はその指示による。)

②産後(出産後1年以内)の健康審査等については、主治医等の指示に従って必要な時間を確保。

事業主は、女性労働者からの「母性健康管理指導事項連絡カード」の提出等により、健康診査等の結果主治医等から指導を受けた旨の申出があった場合には、同カードの記載内容等に沿って必要な措置を講じなければなりません。(第23条)

◆ 指導事項に応じた措置とは…

I 妊娠中の通勤緩和……………▶ 時差通勤、勤務時間の短縮等の措置

II 妊娠中の休憩……………▶ 休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置

III 妊娠中又は出産後の症状への対応……………▶ 作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置

◆ 主治医等の具体的な指導がない場合や必要な措置が不明確な場合は、事業主は、女性労働者を介して主治医等と連絡を取ったり、産業医等の産業保健スタッフに相談するなどして適切な措置を取ること。

「母健連絡カード(母性健康管理指導事項連絡カード)」とは…

仕事を持つ妊産婦が主治医等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるようにするためのカードです。「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」によりその様式が定められています。様式については、ほとんどの母子健康手帳に記載されているほか、厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。



■ お問い合わせ 福岡労働局 雇用均等室 TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895

仕事と家庭の両立を推進しましょう!! ～育児・介護休業法～

急速に進行する少子化の流れを変えるためには、育児と家庭の両立支援が重要な課題となっています。性別に関わらず育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進することが必要です。

ポイント	事項	内容
①	育児休業期間	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
②	介護休業の取得回数制限	対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して93日までです。
③	子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できます。
④	職業家庭両立推進者の選任	事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければなりません。

■ お問い合わせ 福岡労働局 雇用均等室 TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895



「セクハラ」あなたの会社は大丈夫？ Part4

【コラム】加害者になりやすい人ってある？

セクシュアル・ハラスメントの問題は、どこか現実味がない人もいるのではないのでしょうか？そこで、「加害者になりやすい人」をタイプ別にご紹介します。

以下のタイプに思い当たるところがあれば要注意！！自分や身の周りの人を考えてみましょう。

● 自分がエライと思っている人

Aさんが上司の男性から食事につきあうように言われ、断ったところ、「何様と思っているのだ！」と怒鳴りつけられました。その後Aさんは、この上司から、ことあるごとにいやがらせを受けることに。

この上司、「たかがOLふぜいがおれさまに唐つくとは」との意識がありありと感じられます。職場上で下位にあるものは、上位にあるものに対し仕事外でも従って当然、と勘違いしているようです。

● 女性を軽く見ている人

Bさんは、すれちがいざまに、同僚の男性にお尻をさわられました。「何するの！」と抗議したところ、「これくらいのことでむくれるな」と聞き直されました。

この男性が、「気安く」こんな振る舞いができるのは、Bさんを軽く見ているから。Bさんがこの男性の上司だったら、この男性がお尻を触ったりするかといえば、おそらくノーでしょうし、上司から抗議を受けたりすると震えあがるのではないのでしょうか。

● 無神経な人

Cさんは、最近お腹のまわりが気になるし、顔のあたりも少し寂しくなってきました。OLたちに、「ビール腹」「ハゲ」などとからかわれても、笑って聞き流していますが、内心、不快に感じています。

容姿や体形をからかわれて不快なのは、男性とて同じです。直接、抗議を受けなくても、デリカシーのある人なら、相手がいやがっているかどうかということは、表情や態度からわかるはずです。

● 性別役割意識にこりかたまっている人

Dさんが、妻の産休明けに合わせて育児休業を申請したところ、同僚から「恐妻家」「男らしくない」などと陰口をたたかれ、閉口しています。子育ては、女性の仕事と決めつけることは女性差別であるとともに、育児に積極的にいかかわろうとする男性差別でもあります。「性別役割分担意識」にとらわれているのは、男性に限りません。男女ともに、気をつけましょう。

それに育児休暇は、いうまでもなく、法律で認められた労働者の権利です。権利行使を非難するような言動は、セクシュアル・ハラスメント以前の問題としてつつしみたいものです。

【出典】善父知美・牟田和恵著「知っていますか？セクシュアル・ハラスメント一問一答 第2版」解放出版社より

「子育て応援宣言」をしませんか？ 登録企業・事業所募集

従業員を大切にできる“思い”を形にする 従業員も会社も、共に元気を作りませんか？

福岡県は、十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現のため、働く男女を応援する企業・事業所を「子育て応援企業」として登録し、広くPRしています。



＜子育て応援宣言をすると＞ 以下のような、様々なメリットがあります。

- POINT 1** 県の様々な媒体で、登録企業のPRをします。また「子育て応援宣言登録マーク」を自社の広告等に使用することもでき、イメージアップが図れます。
- POINT 2** 様々な子育て応援企業向け交流会・研修会を活用することができます。企業間で交流・情報交換・連携を進めることで、一層両立支援の取り組みが充実・拡大できるよう支援します。
- POINT 3** 福岡県若年者しごとサポートセンターホームページで人材募集する際に、子育て応援企業であることをアピールできます。また県は大学等にもPRを行います。
- POINT 4** 子育て応援の取り組みのサポートとして、社会保険労務士・経営コンサルタントなどを、支援アドバイザーとして無料で派遣します。
- POINT 5** 応援企業が応援企業向けに、様々なサービスを提供しています。

詳しくは、福岡県のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

「心とからだの健康な職場づくりを応援します。」久留米地域産業保健センター

「久留米地域産業保健センター」は、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場を対象に、健康相談や健康指導など認定産業医による産業保健サービスを無料で提供しています。職場の健康管理でお悩み、ご心配な方は、お気軽にご相談ください。

健康相談に応じます

※相談は各地域で行っていますので、お問合せ先をご覧ください。

- 健康診断結果の見方が分からない(健康診断の個人票を必ずご持参下さい)
- 生活習慣病の予防は何から始めたらよいか?
- 治療中の病気と仕事への影響は?
- 従業員の高齢化に対する健康管理は?
- 過重労働による健康障害は?

以上のような場合の健康相談に応じます。(電話相談有)

個別訪問指導を行います

- 認定産業医が事業場を訪問し、健康相談結果などについて、健康管理のアドバイスを行います。
- ご希望により、作業場を見て作業環境改善のためのアドバイスを行います。

産業保健情報を提供します

- 認定産業医の紹介
- 労働衛生コンサルタントの紹介
- 健康診断実施医療機関の紹介
- その他労働衛生管理に関する事業

お問い合わせ先	住所	連絡先
久留米医師会(旧久留米地域)	久留米市柳原町34	0942-34-4163
小郡三井医師会(旧北野地域)	小郡市上岩田1246	0942-72-5534
浮羽医師会(旧田主丸地域)	うきは市吉井町692	0943-75-3379
大川三瀬医師会(旧城島・旧三瀬地域)	大川市大字橋保299	0944-87-2611

新しいタイプの
合同会社説明会

「会社としごと実感フェア」開催しました!!



●会社をPR中



●参加者の質問に回答中

2月23日(金)に、久留米市と福岡県若年者しごとサポートセンターの共催で、ミニ合同会社説明会「面白い会社教えます!「会社としごと実感フェア」」をハynesホテル久留米にて実施しました。最初に参加企業15社が、企業のPRを5分程度行い、参加者が、グループに分かれ、各企業ブースをまわり質問する新しいタイプの合同会社説明会でした。当日は、66名の若者が参加しました。

若者自立塾 職場体験受け入れ事業所 募集中!!

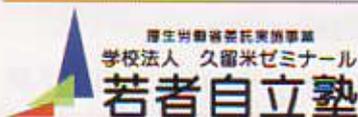
今、ちょっと自信を失って、学校にも行けず、仕事も出来ず、就職活動もできない若者。全国で64万人、福岡県では2万人以上いるのではと言われています。

こういった状況の中、国では、合宿型の共同生活体験を通じて、若者が自信を持って、社会参加できるよう支援する「若者自立塾」を全国25ヶ所に設置しました。久留米市では、平成17年度より学校法人久留米ゼミナールが若者自立塾の認定を受け、若者への支援をおこなっています。

これまで久留米ゼミナールの若者自立塾を卒業した若者は、67人。塾での体験を通じて、自信を取り戻し、約8割の若者が、働き出したり、学校へ通いだしたりし始めています。若者の支援では、若者が様々な体験を通じて、自信を取り戻すことが重要です。

そこで、若者自立塾では、塾生が様々な仕事を体験し就労への意欲をもち、または、塾生が「自分に合う」仕事を見つけるための職場体験の場の提供をしていただく事業所を募集しています。

1週間(5日間程度)の体験就労で、事業所のお手伝いをさせていただきますので、ご協力お願いします。



●お問い合わせ・お申し込みは、〒839-0851 久留米市御井町2018

若者自立塾(担当:松山)

TEL/FAX:0942-44-0459 <http://www.kusemi.ac.jp/jiritsu/>

E-mail:jiritsu@kusemi.ac.jp

観 光 イ ベ ン ト 情 報

平成19年
4月～6月



開催日

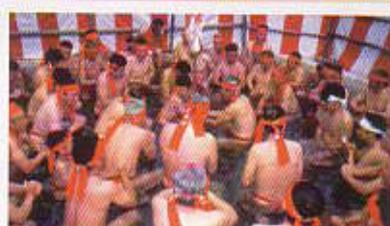


イベント名



お問い合わせ先

4月1日(日)～5月6日(日)	緑花流通センター植木まつり	緑花流通センター	0942-47-2581
4月5日(木)～5月5日(土・祝)	第50回久留米つつじまつり	実行委員会事務局 (久留米市植木農業共同組合内)	0942-47-1875
4月7日(土)・8日(日)	第5回みづま黒松春まつり	三瀬町物産振興会 (三瀬町商工会内)	0942-64-3649
4月8日(日)	成田山 花まつり	成田山久留米分院	0942-21-7500
4月21日(土)22日(日)	第10回久留米つつじマーチ	久留米つつじマーチ 実行委員会	0942-31-1777
感謝祭5月1日(火) 予定 (エツ解禁は毎年5月1日から7月20日)	第15回エツ解禁と感謝祭	実行委員会 (城島町商工会内)	0942-62-3141
5月3日(木)～7日(月)	水天宮 春大祭	水天宮	0942-32-3207
5月3日(木・祝)～6日(日)	第12回 石橋文化センター バラフェア2007	石橋文化センター	0942-33-2271
5月13日(日)	第20回グリーンフェスティバル	福岡県緑化センター	0943-72-1193
6月1日(金)・2日(土)	高良大社 川渡祭(へこかき祭)	高良大社	0942-43-4893
6月上旬予定	はなしょうぶ祭り	石橋文化センター	0942-33-2271
6月1日(金)～30日(土)	あじさい祭り	千光寺	0942-44-1434



第10回記念大会 **久留米つつじマーチ** 4月21日(土)、22日(日)に開催

地球を歩こう、東亜フラワーウォーキングフェスティバル

九州一の規模となった「久留米つつじマーチ」は、今年で第10回の記念大会となります。今年は、上筑後、耳納北麓歴史の道や下筑後、酒どころと史跡めぐりコースなど楽しいコースが用意されています。また、大会会場の中央公園では、国内有名焼鳥店を招いて「焼鳥村」をオープンします。

コース 40、20、10、5km(2日間とも)

参加資格 どなたでも参加できます。

参加登録費 2日間共通(1日だけの参加も同じ)

大人 前日まで 1,500円、当日 2,000円

高校生以下小学生まで 前日まで 700円、当日 1,000円



■お問い合わせ 久留米つつじマーチ実行委員会(久留米観光コンベンション国際交流協会内) TEL 0942-31-1777

地元
久留米の

久留米コンピュータ・カレッジ です

国設 2年制の情報処理訓練校

平成元年に地元企業のための情報処理技術者の養成を目的として創設された本校は、厚生労働省が設置し福岡県・久留米市を始めとする地元自治体や、IT企業地元企業の協力によって運営されています。

合格者3倍増! 超難関国家資格合格

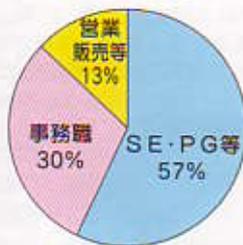
国家試験情報処理技術者試験対策を徹底的に強化。秋の国家試験では、H16年度の3倍増。17期生は、延べ合格者24名、累計合格率30%と、確かな結果を出しています。

8割地元就職・多数情報処理職内定

今春卒業の17期生は、半数以上がシステムエンジニア・プログラマーといった情報処理専門職として内定。原則的に全訓練生が正社員、正職員として内定しています。

17期生 (H19・3月卒業)

内定職種



内定地区



パソコン出前講座

ウィンドウズの基本から、データベースの活用まであなたの職場の実践的IT教育をお手伝い。ご希望に応じた講座を企画いたします。講座の日時・回数・時間数もご要望に応じて設定可能。お手軽な費用で、お気軽に。

受講料ご案内 1時間 1名あたり **1,000円**

(※受講者 4~7名の場合)

夜間であれば本校の実習室を利用できます

講座内容

- ウィンドウズ(Windows)入門
- ワード(Word)活用術講座
- エクセル(Excel)活用術講座
- パワーポイント(PowerPoint)活用術講座
- アクセス(Access)活用術講座
- ホームページ作成講座
- ビジネス用チラシ作成講座
- 日商簿記検定受験対策講座
- インターネット活用術講座
- デジカメ活用術講座
- はがき作成講座

入校のお問い合わせ、求人のご依頼ほか、お尋ねがございましたら、お気軽にお電話ください。

■お問い合わせ

職業訓練法人 **久留米コンピュータ・カレッジ**
☎ 0120-336770

職業訓練センター講座のご案内

久留米地域職業訓練センターでは、地域労働者・求職者の方を対象に、いろいろな講座を行っています。各種資格取得講座や、目的やレベルに応じたパソコン講座など多数行っています。

コース名	期間	受講料
宅建対策	5月7日(月)~10月19日(金) 毎週火・金曜の18:30~21:00(ただし5/7のみ月曜、9/12以降は火・水・金曜) (2.5H×54回=135H)	55,000円
福祉住環境 コーディネーター3級	5月15日(火)~7月3日(火) 毎週火曜の18:30~21:00及び5/20(日)・6/3(日)・6/17(日)・7/1(日)の9:00~12:00 (2.5H×8回+3H×4回=32H)	19,000円
1級土木施工管理 技術検定対策	5月8日(火)~6月29日(金) 毎週火・金曜の18:30~21:00及び6/23(土)の13:00~16:00 (2.5H×16回+3H×1回=43H)	25,000円
第二種電気工事士 対策(筆記)	5月6日(日)~5月27日(日) 毎週土・日曜の9:00~12:00(3H×7回=21H)	12,000円

■お申し込み・お問い合わせ 久留米地域職業訓練センター ☎839-0809 久留米市東合川15-9-10

TEL 0942-44-5201 FAX 0942-43-2964 <http://www.ksk.ac.jp> E-mail master@ksk.ac.jp

暴追署名・募金へのご協力を

久留米市暴力追放推進協議会では、地域の団体や企業などを通じて、現在、暴力団を壊滅に追い込むための、署名・募金活動を行っています。暴力団が最も恐れるのは私たち市民の勇気と団結です。



事業所並びに従業員の皆様のご協力をお願いします。

■お問い合わせ 久留米市暴力追放推進協議会事務局
TEL 0942-30-9055 FAX 0942-30-9706

商工労働ニュース 2007

春号 3月26日発行

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

☎830-8520 久留米市城南町15-3

久留米市商工労働部商工政策課 TEL0942-30-9133
E-mail syoko@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市商工労働部労政課 TEL 0942-30-9046
E-mail rousei@city.kurume.fukuoka.jp

FAX0942-30-9715(両課共通)